

精神障がい者は、知的・身体障がい者（すべての診療科対象）と違い、精神疾患以外の他科受診は自己負担になることから、「滋賀県精神障害者家族会連合会」は、２級までの医療費助成を要望されてきました。この間、県下の市町議会からも、精神障がい者の医療費助成拡充を求める意見書が提出されています。

しかし、７月１８日におこなわれた首長会議で滋賀県は、福祉医療の対象を、精神障害者保健福祉手帳１級（２級は２種）保持者に限ると提案をされました。参加していた市長から「大きな流れは、障がい者差別解消法。合理的な配慮ということが言われている。２級を外している。数が増え、財政的に厳しくなるから。本当にそういうことを続けていいのか」と厳しい声が出されています。

精神障がい者の多くは、低い障害者年金で暮らす２級（現在 7,922 人）の方であり、命や健康を守るため、一刻も早く、福祉医療の対象を２級まで広げることが求められています。

近江八幡市では、令和元年１２月議会において、「精神障がい者に対する福祉医療費助成制度の充実をもとめ、県に対して意見書の提出を求める請願」を全会一致で採択しています。昨今の経済事情により、当時よりもさらに精神障がい者の生活は厳しさを増しており、迅速な対策が必要です。

よって、精神障害者の福祉医療の対象を２級まで広げることを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ５ 年 ９ 月 日

近江八幡市議会議長 岡田 彦士

滋賀県知事 三日月 大造 殿 宛